

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の改正（創設）の概要と実務上の留意点（その12）

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の活用方法については、以下の点に留意しながら慎重な対応が必要と思います。

1. 非上場株式等の相続税評価額を確認し、株価引き下げ対策を実行してから納税猶予制度を選択する。 → 贈与者が死亡し猶予税額は免除になっても、贈与を受けた非上場株式等は、贈与時の価額で贈与者の相続財産に加算され、全体の相続税の負担が重くなる。
2. 事前に特例承継計画の確認を受けておくこと → 事前に特例計画について都道府県知事の確認を受けていないと特例措置の納税猶予制度を選択することができない。（平成35年3月31日までの贈与又は相続については事後に特例承継計画を提出することができます。）
3. 贈与税の納税猶予の適用を受けようとする場合、受贈者の要件について確認しておく → 受贈者の要件には、贈与の日まで引き続き3年以上にわたりその会社の役員（取締役、会計参与及び監査役など）であることなどの要件があるので、早めに役員への就任をしておく。
4. 贈与税の納税猶予の適用を受ける場合には、民法特例の適用も受ける → 遺留分減殺請求に備え、贈与を受ける非上場株式等について民法特例（除外合意または固定合意）の適用を受けておくことが無難。
5. 相続税の納税猶予の適用を受けようとする場合には、遺言書を残しておくことが必須 → 遺産分割が紛糾して分割協議が調わない場合に、後継者が5か月以内に代表者に就任、8か月以内に分割協議書を添付して都道府県知事に対して認定申請書の提出ができないときには、相続税の納税猶予の適用を受けることができない。また、未分割の株式の議決権の行使にも影響を与え、お家騒動に発展する可能性も考えられる。
6. 第三者からの非上場株式等の贈与の場合、贈与者の相続税が過重になる → 贈与税の納税猶予を受けることができる受贈者は「同族株主」に該当することから、贈与を受けた株式は原則的評価方式によって評価され、贈与者が先に死亡すると、贈与を受けた非上場株式等は贈与時の価額でその贈与者から遺贈によって取得したものとみなされ贈与者の相続財産に加算される。
7. 贈与税の納税猶予と相続時精算課税を選択する場合、受贈者が先に死亡すると税負担が過重になる → 受贈者の相続人は、特定贈与者の相続税の納税義務を承継することになり、非上場株式等に対して二重に相続税が課される。
8. 納税猶予を受ける人が複数の場合、会社の運営上のトラブルが心配 → 複数代表になることから、それぞれの代表者が単独で会社を代表して契約行為などを行うことができる。そのため、異なる意思決定が行われ、会社の運営が混乱することも予想される。
9. 納税猶予を最大限活用するために、被相続人の財産を非上場株式等に組み替えておく → 会社貸付金を資本金へ、親族などへ分散している非上場株式等の買戻し、現金増資などを実行すれば、金融資産等が非上場株式等に組み替わり納税猶予制度の適用を受けることができる。
10. 非上場株式等の暦年贈与と納税猶予を組み合わせて行う → 贈与税の納税猶予を受けた非上場株式等は贈与者が先に死亡したら、贈与者の相続財産にその非上場株式等が加算され、全体の相続税額が高くなる。贈与者の平均余命が10年以上あるような場合に、非上場株式等を暦年贈与で移転し生前贈与加算の対象にならなければ全体の相続税負担の軽減につながる。